

-国立大学法人山梨大学-

固定資産の減損額に係る会計処理に当たり、適正な科目に減損額が計上されていなかったことから、財務諸表の表示が不適正

1件 不当金額(収入支出以外) 4億5554万円

1 財務諸表の作成

(1) 貢務諸表の作成の概要

国立大学法人等は、国立大学法人法によれば、毎事業年度(年度)、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書(財務諸表)を作成し、当該年度の終了後3月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされている。

また、国立大学法人等が作成した財務諸表は、国立大学法人会計基準(会計基準)等に基づき、国民その他の利害関係者に対し、国立大学法人等の財政状態及び運営状況に関する説明責任を果たし、自己の状況を客観的に把握する観点から、その作成及び公表が義務付けられており、国立大学法人法に基づく国立大学法人評価にも利用されている。

(2) 固定資産の減損の概要

会計基準等によれば、国立大学法人等が保有する固定資産については、固定資産に現在期待されるサービス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めないなどの場合は、貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び国立大学法人等の業務運営状況を明らかにすることを目的として、減損処理を行うこととされている。

国立大学法人等が保有する固定資産の減損処理に係る取扱いについては、「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解」(減損会計基準)等を適用することとなっており、減損会計基準によれば、国立大学法人等自らが、固定資産の全部又は一部につき、使用しないという決定を行っているなど、固定資産に減損が生じている可能性を示す事象の有無を把握した上で、減損を認識した場合は、当該固定資産の帳簿価額を固定資産の時価から処分費用見込額を控除して算定される額等まで減額する会計処理を行わなければならないこととされている。

また、国立大学法人等が保有する固定資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された償却資産以外の償却資産(非特定償却資産)に係る減損額の会計処理は、当該減損額を損益計算書の減損損失の科目により当期の臨時損失として計上することとされている。

2 検査の結果

国立大学法人山梨大学は、病院再開発整備計画に基づき、平成27年度に、附属病院の診療用の建物等の一部について使用しないという決定を行ったことから、減損を認識し、同年度の貸借対照表の損益外減損損失累計額に減損額4億5554万円を計上するなどしていた。

しかし、当該建物等は、山梨大学において、非特定償却資産として管理されていたため、前記の非特定償却資産についての減損額の会計処理のとおり当期の臨時損失として計上すべきであり、損益計算書の減損損失に4億5554万円を計上しなければならぬものであった。

このため、同年度の貸借対照表の損益外減損損失累計額が4億5554万円過大に表示され、損益計算書に減損損失が表示されておらず、同額過小となっていた。

したがって、山梨大学の27年度の財務諸表は、貸借対照表の損益外減損損失累計額及び損益計算書の減損損失が適正に表示されておらず、不当と認められる。